

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（消費機器の技術上の基準）            第百八条 法第四十条の二第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。</p> <p>十～十二 （略）</p>	<p>（消費機器の技術上の基準）            第百八条 法第四十条の二第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。</p> <p>十～十二 （略）</p>